２０１４年１１月１７日
日本労働組合総連合会愛媛県連合会

連合愛媛２０１５年度政策・制度要求

愛媛県に対する『要求と提言』

Ⅰ．雇用・労働・中小企業政策

１．雇用の安定と公正な労働条件の確保

愛媛県議会第３３７回定例会において、「経済の持続的成長につながる安心して働くことができる労働法制の整備を求める意見書」が採択されたところであるが、地域経済の活性化のためにも安心して働くことができる場所の確保はもとより、働く者の雇用環境を悪化させることのない、労働法制の堅持に向けて地方としても取り組むこと。また、パートタイム労働法の改正内容の周知に、労働局とともに努めること。

２．若年求職者、新卒者への就業支援

就労意欲があってもその機会に恵まれない若者や、せっかく就職しても長続きしない事象に対し、スキルアップとなる職業訓練・労働教育や就業体験等をセットにし企業とのマッチング機会を提供できるような事業施策を推進すること。

３．企業の人材確保と職場定着の支援

企業の人材不足を解消するために、それぞれの企業において、人材の確保や職場への定着、とりわけ女性が働きやすい職場環境の整備を強く意識した取り組みが重要なことから、企業の実態に応じた採用や定着に関した取り組みを継続的に行っていけるよう、専門家等による助言や指導といったフォローアップが行える体制を整えること。

４．適正な水準への最低賃金の早期引き上げ

雇用戦略対話における政労使で合意した「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均１０００円をめざす」ことを尊重し、早期に絶対額での適正な水準が確保できるよう、地場・中小企業への支援策も含めた環境整備を進めること。

５．公契約における公正労働基準確保

⑴県発注業務における公正な労働基準を確保するため、指定管理制度を含めた民間委託アウトソーシングにおいて、最低制限価格による入札制度の導入等を

するとともに、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度が導入されている委託業務について、そこで働く全ての労働者の賃金および労働条件の実態の把握に努めること。

⑵公共工事や公共サービスの質の確保、地域における適正な賃金水準の確保により、地域経済の活性化を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。

Ⅱ．教育政策

１．いじめを一掃するための対策強化

いじめ問題の解決に向けては、具体的な対策とともに未然防止が重要であり、教職員が子どもと向き合う時間の確保や子ども同士の関係づくりなどを重視した体制づくりが必要である。そのためにも、教職員定数の拡充・学級規模の縮小などの教育環境を整備すること。また、不登校や中途退学者、ひきこもりの子どもの学ぶ権利を保障すること。加えて児童虐待等、地域からの相談窓口でもある児童相談所の充実を図ること。

２．就学支援による「貧困の連鎖」防止

意欲・能力のある生徒・学生が経済的理由により進学等をあきらめることなく安心して学べるよう、高校授業料無償制や就学のための給付金等に対する予算を確保し、その支援を着実に実施すること。また、制度の周知や奨学金の返済方法も含めた相談窓口の拡充を図り、学生が安心して就学できる環境を整備すること。

３．労働教育・社会教育の推進

職業を意識した時期が早いほど将来の目標を持って様々な活動に取り組めることから、幼児期から高等教育段階まですべての教育課程で「労働の尊厳」を深く理解し行動するための労働教育を行い、勤労観・職業観を養うこと。また、すべての子どもたちが、学校教育において社会保障や税、労働法など働くことに関する知識や、職場体験などにより働くことを学ぶ機会を拡充すること。

Ⅲ．東日本大震災　復興・再生関連施策

１．東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

被災地から愛媛県に避難している子どもが、安心して社会生活・学校生活が過ごせるよう、養護教諭の複数配置やカウンセラーの常勤配置などにより、継続的なケアが実施できる体制を整えること。

２．被災地への支援継続

復興・再生に向けて、数々の震災対策関連の特例法を制定し、取り組んできているものの、今なお生活基盤と雇用の確保ができておらず、仮設住宅での被災者や県外の避難者の不自由な生活や更地が広がる被災地の風景など、復興への道のりはまだまだ遠い。このことを踏まえ引き続き、被災地への人的・物的支援活動を行うこと。

Ⅳ．福祉・社会保障政策

１．社会的セーフティネットの充実

⑴生活困窮者自立支援制度の実施に向けては、制度の周知を図るとともに個々人の事情、状況等に合わせた、包括的・継続的な相談、支援ができる体制整備を図ること。

⑵生活保護制度の申請権を保障するとともに、生活扶助費などの手当については、低所得者の生存権を確保する観点や就学支援等の制度へも影響を及ぼすことから、諸制度の適用基準の引き下げとならないよう慎重な対処を行うこと。

２．子ども・子育て支援制度の着実な実施

⑴子ども・子育て新制度の事業計画策定においては、引き続き愛媛県子ども子育て会議等からの意見反映に努めるとともに、男女の仕事と生活の両立支援策の拡充・男女労働者の働き方の見直しや男性の育児参加の促進など、その保護者が安心して産み育てられる条件や子どもが健やかに育つ環境の整備を行うこと。

⑵子ども・子育てを社会全体で支える体制実現に向けて、制度の着実な実施を行うため、消費税率の引き上げによる財源を含めた予算を確保すること。

３．地域医療の充実と医師不足等の解消

⑴救急救命センターや周産期・小児医療、精神医療などの充実と医師・看護師の確保および増員に努めその機能が十分に果たせるよう体制を整えること。また、地方における医師不足の解消に努めること。

⑵災害が発生しても、医療機関や在宅で安心して医療が受けられる体制を整えること。ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）による救命・急性期医療の対応に加え、慢性期医療にも対応できる医療チーム体制を平時から整備すること。

４．　高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と介護労働者の権利擁護の確立

⑴住み慣れた場所で必要な医療や福祉・介護サービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの普及・充実を推進するとともに、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材の確保、職場への定着を図るための支援を行うこと。

⑵介護サービスの普及および適正利用の観点から、利用方法や制度理念について利用者、事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。

⑶障がい者の自立支援と社会参画を促進し、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。

⑷障がいのある人の社会参加を阻む物理的・心理的バリアを解消し、安全と平等を達成するために、障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例を制定すること。

⑸障がい者虐待防止法の住民への周知の徹底に向け、広報を強化すること。また、虐待が疑われる家庭への立ち入り調査による虐待の防止や早期発見のほか、障がい者虐待防止法に基づいて設置される「権利擁護センター」を中心に虐待に関する相談など、障がい者本人や養護者に対する支援措置を講じること。

Ⅴ．国土・住宅、交通・運輸政策

１．安心・安全の住まいとまちづくりの推進

⑴風水害に関する地域防災計画の充実およびハザードの充実･再点検とともに、監視体制の強化と訓練・広報の充実をはかること。

⑵東南海･南海地震をはじめとした大規模地震の発生が危惧されている状況において、災害から県民を守る基盤の整備を進める中で、災害時には避難所として活用される公共の施設や、警備活動の拠点となる施設の耐震化を推進すること、とりわけ全国の中でも遅れていた、県立学校の耐震化については完了目標の前倒しに沿った着実な実施を行うこと、またライフライン（電気・ガス・情報通信・上下水道）の基幹設備や管路および主要幹線道路や橋梁の耐震化に加え、誰でも確実に防災情報が届く防災情報伝達システムの整備などにより、高い防災性を備えたまちづくりを推進すること。

⑶すべての地域住民の日常生活に欠くことができない生活に密着した交通手段の確保・維持のための支援を行うなど、総合的な交通・運輸政策を推進すること。また、交通政策基本法に基づき地方自治体で策定される交通政策基本計画等については、そこに従事する労働者の意見反映に努めるとともに、地域間の格差に繋がることがないよう積極的な取り組みを進めること。

⑷地域の公共交通手段を維持していくために、要員不足が懸念されているバスをはじめとする交通機関の運転手等の確保・養成に必要な対策を講ずること。

Ⅵ．食料・農林水産・消費者政策

１．食料自給力の強化と持続可能な農林水産業の産業基盤の強化・育成

⑴地域における食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米などの戦略作物の本作化に向けた支援や地産地消の推奨などを通じ、地域産農産物の消費拡大を推進すること。また、フードバンクの支援・活用などによる食料廃棄の削減に努めること。

⑵女性や若者を含めた多様な人材を活用し、山村漁村の地域資源を活かした６次産業化を推進し農林水産業の成長産業化および地域の活性化を図ること。

⑶農林水産業の人材の確保・育成・従事者に対する所得の確保などを通じ、安定した生産活動の維持・発展・強化に資する経営基盤の強化を図ること。

２．消費者の視点に立った消費者保護政策の推進

⑴地方消費者行政の推進に向け、多様な消費者の身近な相談窓口として消費生活センターの設置を推進すること。また、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進すること。

⑵消費者教育地域推進協議会を設置するなど、消費者被害が多様化している現状において、適切な消費者教育を受けることができるよう、消費者教育の推進を行うこと。

Ⅶ．安全対策および地域の活性化に係わる政策

１．安全対策に向けた対応

⑴愛媛に暮らす、すべての人びとが犯罪の被害に遭わず安全で安心して暮らせる社会づくりを進めていくために、自主防犯活動団体等の支援を行うなど、地域・行政・警察の三位一体となった活動を推進すること。

⑵危険ドラックによる事件や事故が各地で発生している中、徳島県をはじめ、東京・大阪などの都道府県では独自の防止条例を制定し取り締まりの強化に努めている。愛媛県においても現在取り組んでいる広報・啓発活動に加え、販売業者を取り締まる条例制定に向け取り組むこと。

２．地域の活性化に向けた対応

⑴瀬戸内しまのわ２０１４のフィナーレを飾る、国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」が先月１０月２６日に開催されたところであるが、様々なイベントを含めた「瀬戸内しまのわ２０１４」全体の評価を踏まえ、「南予いやし博」・「瀬戸内しまのわ」につづく地域活性化の取り組みを継続すること。

⑵本年６月に連合愛媛の役員でシンガポールを訪問し、愛媛県から派遣されている職員の方と意見交換をさせて頂いた。シンガポールを初め近隣諸国を含めた広域的な活動を展開し、県内企業の販路開拓や営業活動の後押しにご尽力されていることに敬意を表したい。愛のくにえひめ営業本部の事業実施及び実績等の報告も発表されているが、今後も愛媛をＰＲした積極的な事業展開に取り組むこと。

以　　上